

平成29年度 地域防災リーダー育成講座 「紀の国防災人づくり塾」

地域の自主防災組織、企業等の各種団体で、防災の中心的な担い手となる「地域防災リーダー」を育成するため、防災に関する知識、技術を学ぶ講座を開設します。

自主防災組織で活動されている方、企業などで防災に携わる方、これから地域で活動をしたいと考えている方など、ぜひご応募ください。

開催日時・場所

会場	開催場所	開催日	時間	備考
和歌山市 会場	和歌山市役所14階 大会議室 (和歌山市七番丁23番地)	10月1日	9:00 ～ 17:00 前後	時間は日によって異なります。
		11月26日		
		12月10日		
		1月21日		
那智勝浦町 会場	那智勝浦町 体育文化会館大集会室 (那智勝浦町大字天満441番地8)	10月15日	※最終日は防災士試験(1時間)のみ	※最終日は防災士試験受験者のみ参加
		11月12日		
		12月3日		
		1月28日		

※天候等により、急遽中止する場合がございますので、予めご了承ください。
試験に合格しますと、防災士の資格を取得出来ます。

- 募集期間** 平成29年8月10日(木)～平成29年8月31日(木)
(応募者多数の場合は先着順となります。早めの申し込みをお願いします)
- 対象者** 和歌山県内に在住、在勤、在学の16歳以上で全講座出席可能な方※
※欠席があった場合は、修了となりませんのでご注意ください。
- 受講料** 無料(ただし、防災士の資格取得を行う場合の費用は別途必要になります)
資格を取得される方は町の補助金制度をご利用ください。
- 募集人員** 和歌山市会場 **45名程度**
那智勝浦町会場 **55名程度**
※応募者多数の場合は、申し込み先着順とさせていただきます。
- 受講決定** 申し込み者宛に通知いたします。

お問い合わせ先

役場総務政策課
☎ 63・2051

お申し込み先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課 企画班
☎ 073・441・2271
FAX 073・422・7652
E-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp





お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

児童扶養手当 特別児童扶養手当 現況届のお知らせ

児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。

期間は、児童扶養手当が8月1日～8月31日まで、特別児童扶養手当は8月12日～9月9日までとなっています。

この現況届は、受給者の前年の所得状況などを確認するものです。

現況届の提出がない場合、手当の受給資格があっても8月分以降の手当が受けられませんので、忘れずに手続きをしてください。2年間この届を提出しないと受給資格がなくなります。

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障がいがある場合は20歳未満）まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(平成29年4月～)

児童扶養手当		
児童数	月 額	
子1人	全部支給	42,290円
	一部支給	42,280円～9,980円
第2子加算	全部支給	9,990円
	一部支給	9,980円～5,000円
第3子以降加算 (1人につき)	全部支給	5,990円
	一部支給	5,980円～3,000円

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

手当の額(平成29年4月～)

特別児童扶養手当	
級	月 額
1級	51,450円
2級	34,270円

支給の時期 年3回(4か月分ずつ支給)

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 12月(8月～11月分)

野焼きは法律で禁止されています

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ
ロック囲い・素
ぼりの穴を利
用したものや、



法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。